

(メール送付)
事務連絡
令和2年3月3日

指定就労継続支援事業所 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて
(第2報)

厚生労働省から、新型コロナウイルスの影響による生産活動収入の大幅な減少が予測されることから、「就労継続支援A型における経営改善計画の作成」及び「就労継続支援B型における工賃の支払い」に係る取扱いについて、別紙のとおり示されたので、お知らせします。

記

○就労継続支援A型における経営改善計画の作成

生産活動収入の減少が新型コロナウイルスへの対応による影響と認められる場合、経営改善計画の作成について以下のとおりの猶予措置をとって差し支えない。

- ・前回、経営改善計画の作成が不要だった事業所・・・経営改善計画の作成を猶予
- ・前回、経営改善計画の作成が必要だった事業所・・・

収益等の改善が認められなくても、更なる経営改善計画の作成を認める

○就労継続支援B型における工賃の支払い

新型コロナウイルスへの対応による影響により、生産活動収入が大幅に減少し、利用者に保障すべき一定の工賃水準を支払うことが困難となり、工賃変動積立金や工賃変動積立資産がない場合に、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を工賃の補填に充てて差し支えない。

新型コロナウイルスに係る情報を、以下の県ホームページに掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

(愛媛県ホームページ) 新型コロナウイルスに係る情報について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 >

指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係 菊地
TEL : 089-912-2424 FAX : 089-931-8187